

平成29年12月6日

受信料裁判 最高裁判決について

受信契約の締結に応じていただけない未契約世帯に対して、契約の締結と受信料の支払いを求めた訴訟で、本日、最高裁判所において、受信料制度は合憲であり、受信契約の締結は法的義務であることを認める判決が出され、司法判断が確定しました。

【NHKコメント】

判決は公共放送の意義を認め、受信契約の締結を義務づける受信料制度が合憲であるとの判断を最高裁が示したもので、NHKの主張が認められたと受け止めています。

引き続き、受信料制度の意義を丁寧に説明し、公平負担の徹底に努めていきます。

【今後の対応について】

従来どおり公共放送の役割や受信料制度の意義について丁寧に説明したうえで、ご契約をいただくという活動に変わりはありません。